

## (仮称) 滋賀県気候変動適応センターの設置について

### 1 設置根拠

- ・気候変動適応法(平成30年法律第50号)第13条の規定による。

第十三条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(次項および次条第1項において「地域気候変動適応センター」という。)としての機能を担う体制を、単独又は共同して、確保するよう努めるものとする。

### 2 地域気候変動適応センターの役割について

気候変動適応法では、今後起こり得る気温の上昇や豪雨の増加など、気候変動が農林水産業、自然生態系、国民生活(災害や熱中症等)等に与える影響や、気候変動の影響を回避・軽減するビジネスの推進など、科学的知見を集約する拠点として国立環境研究所が規定された。

地域気候変動適応センターは、その地域の現状や課題を踏まえ、国立環境研究所と連携して地域における気候変動影響の評価を進めることで、気候変動の影響を回避・軽減する施策(適応策)の検討にかかる科学的知見を集約する拠点とされている。

### 3 本県における設置について

#### (1) 設置理由

地球温暖化による気候変動は、本県にも大きな影響を与えることが予想され、本県の地域特性を踏まえた気候変動影響の評価を行い、適応策の検討につなげることが不可欠である。本県では、気象災害や健康影響だけでなく、琵琶湖や農林水産業への影響についても県民の関心が高いと考えられ、地域気候変動適応センターを設置し、関係する試験研究や適応策の推進につなげる。

#### (2) 名称

滋賀県気候変動適応センター

#### (3) 設置場所

滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策推進本部に設置  
(センター長：琵琶湖環境部次長、事務局：温暖化対策課)

#### (4) 設置日

平成31年1月29日(火)

#### 4 滋賀県気候変動適応センターの具体的な業務

気候変動に関する現状や課題を収集するとともに、今後、本県に起こり得る影響を把握することで、気候変動適応策や地域気候変動適応計画の策定、啓発事業の実施に資する科学的知見を集約する。

(平成 31 年度事業)

- ・ 滋賀県の将来気候予測、気候変動が本県に及ぼす影響の評価および適応策の検討
- ・ 有識者等による（仮称）気候変動適応検討会での検討
- ・ 県民シンポジウムの開催および気候変動適応の啓発資材（動画等）の作成

#### 5 今後の予定

- ・ 1月 25 日 環境・農水常任委員会に報告
- ・ 1月 29 日 滋賀県気候変動適応センターの設置（予定）

# 今後の気候変動適応策の推進



## 背景・課題

- 気候変動の影響は、多分野において顕在化しつつあり、今後の県民生活、経済・社会、自然環境に大きな影響を与えることが懸念される。
- 適応策の推進のためには、各分野の課題を踏まえた影響評価に基づき、本県の特性を考慮した適応策の検討をしていくことが必要。
- 特に、現在は影響が見られない分野においても、今後影響が現れてくることは必至であり、各試験研究機関等が必要な科学的知見を円滑に取得していくための体制の構築が必要。

## 今後の推進体制

・「低炭素社会づくり・エネルギー政策推進本部」に各試験研究機関が参加。  
 ・これまで、気候変動影響の観点からのデータ取得が出来なかった事業や調査研究に対して法に基づく「地域気候変動適応センター」として情報の取得を支援。

### 各省庁

- ・文部科学省(SI-CAT研究)
- ・農林水産省(適応計画)
- ・国土交通省(適応計画)
- ・気象庁(気候変動予測)

適応情報の一元化

- ・気候変動影響評価の公表(5年ごと)
- ・コンソーシアム事業等による研究支援
- ・広域協議会の設置
- ・適応計画の策定

### 環境省

#### 国立環境研究所

- ・気候変動に関する科学的知見の収集、提供

#### 気候変動適応情報プラットフォーム

### <適応センター活用のメリット>

- ・国環研に気候変動に係る地域ニーズを提供することで、国が保有するデータの提供や共同研究による科学的知見の取得が可能となる。
- ・本県が気候変動影響評価、適応策検討、普及啓発を進めるに当たって、国の技術的支援(専門家派遣・委託事業への採択)が得られる。

### <今後の適応センター活用(予定)>

#### 【2018年度】

- 気候変動に関する各分野の課題把握
- 将来予測・影響評価 調査実施計画の立案
- 滋賀県気候変動適応センター設置

#### 【2019~20年度】

- ◎ 滋賀県における気象将来予測・気候変動影響評価、適応策の検討
- ◎ 検討会・県民シンポジウムの開催

#### 【2021年度】

- 地域気候変動適応計画(法定計画)の策定(滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定)

◎: 国と共同で実施

適応センターの活用から適応計画策定までのしくみを『モデルケース』として全国に発信!

### 滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策等推進本部

- ◆ 目的: 低炭素社会づくり(緩和策・適応策)に関する施策を統合的・有機的に推進。(部局横断的な本部組織として、計画策定・関連施策進行管理等を実施。)
- ◆ 本部長: 知事 ◆ 副本部長: 副知事 ◆ 構成員: 本部員・幹事・調査員

### 滋賀県気候変動適応センター【新設】

- ◆ 目的: 気候変動影響に関する科学的知見の取得を支援し関連する研究と施策を推進
- ◆ センター長: 琵琶湖環境部次長
- ◆ センター構成員:
  - 【自然災害・防災・治水分野】 防災危機管理局、流域政策局、農村振興課、砂防課
  - 【農業・畜産分野】 農政課、農業経営課、畜産課、耕地課、農業技術振興センター、畜産技術振興センター
  - 【林業分野】 森林政策課、森林保全課
  - 【水産分野】 水産課、水産試験場
  - 【水環境・生態系分野】 環境政策課、琵琶湖政策課、琵琶湖保全再生課、下水道課、自然環境保全課、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館
  - 【健康分野(熱中症・感染症)】 健康寿命推進課、薬務感染症対策課、衛生科学センター
  - 【観光・産業分野(適応ビジネス)】 モノづくり振興課、観光交流局、工業技術総合センター、東北部工業技術センター
  - 【県民生活分野】 温暖化対策課、循環社会推進課、生活衛生課

科学的知見の提供

地域ニーズや課題の提供

科学的知見の提供

地域ニーズや課題の提供

温暖化防止活動推進センター  
(県民・事業者への普及啓発)

県民・事業者  
(取組の実施)

大学等の研究機関  
(研究実施・適応センターとの連携)

他の自治体  
(適応策の実施)

連携